

令和5年度 商工関係優良従業員表彰 被表彰者のご推薦について

本事業は、奥州商工会議所会員事業所に勤続する優良従業員の功労を称えるとともに、勤労意欲の一層の高揚を図り、地域商工業の発展に資することを目的に実施します。

【日 時】 令和5年11月22日（水）

【会 場】 [式典] 16:00～17:30 [祝賀会] 17:30～19:00

プラザイン水沢(奥州市水沢佐倉河字後田29/☎25-8811)

- 【申請料】
- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1)日本商工会議所会頭連名表彰（日商表彰） | 10,000円(税込) |
| (2)岩手県商工会議所連合会会長連名表彰（県連表彰） | 9,000円(税込) |
| (3)奥州市市長連名表彰（市長表彰） | 8,000円(税込) |
| (4)奥州商工会議所会頭表彰（会頭表彰） | 7,000円(税込) |
| (5)特別功労者表彰 | 10,000円(税込) |

※申請料には祝賀会参加費も含まれております。

◇式典終了後の祝賀会における事業主の参加費は、別途6,000円(税込)を頂戴いたします。

◇申請受付後の申請料および事業主参加料はお返しできませんので、予めご了承ください。

【申請締切】 令和5年10月16日（月）

【申請方法】 申請書に必要事項をご記入のうえ、申請料を添えてお申し込み下さい。FAXによる申請はお受けできませんのでご了承ください。該当者が複数の場合には、申請書をコピーしてお使いください。また、申請書はエクセル形式で奥州商工会議所ホームページからダウンロードすることも可能です。

【その他】 被表彰者には、賞状と記念品が授与されます。式典終了後、各表彰ごとに記念撮影を行います。

主催：奥州商工会議所 / 共催：奥州市

令和5年度 商工関係優良従業員表彰要綱

(奥州商工会議所優良従業員表彰規程第2条抜粋)

(1)日本商工会議所会頭連名表彰（日商表彰）

満30年以上（平成5年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務し、過去に県連表彰（旧特別表彰）を受けた者。

(2)岩手県商工会議所連合会会長連名表彰（県連表彰）

満20年以上（平成15年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務し、過去に満10年以上勤務表彰（市長表彰・旧会頭表彰・旧普通表彰）を受けた者。

(3)奥州市市長連名表彰（市長表彰）

満10年以上（平成25年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務している者。

(4)奥州商工会議所会頭表彰（会頭表彰）

満5年以上（平成30年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務している者。

(5)特別功労者表彰

- ①優秀な発明・発見その他の創意工夫により、生産能率の向上に顕著な功績をあげた者。
- ②事業場等の災害に際し、自己の危機を顧みず、人命を救助し、又は重要な施設、資材等を保全した者。
- ③事業所等の業務に精励、貢献し、従事する業務に関し特に功績のあったものとして衆人の模範と目される者。

(6)前各号の規定に該当するもので、勤続した事業所の名称、経営者又は勤務地の変更があった場合でも、同一事業所に勤務したものと見なして表彰することができる。

(7)勤続年数の算定については、毎年4月1日を基準日として算定する。

(8)合併以前の旧商工団体の表彰実績は継続して認めるものとする。

(9)被表彰者の決定は当所審査会の同意を得て決定し、事業主へ通知する。

お申込み・お問い合わせ

奥州商工会議所	本 所	奥州市水沢東町4番地	☎24-3141
	江刺支所	奥州市江刺大通り3番14号	☎35-2514
	胆沢支所	奥州市胆沢若柳字相馬檀144番地	☎46-3131
	衣川支所	奥州市衣川古戸403番地6	☎52-3518